

答 申 第 55 号

平成 27 年 1 月 23 日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市情報公開審査会

会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 25 年 4 月 19 日付け H25 総総文第 156 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 60 号

【公文書一部開示決定】

- ・（仮称）一番町駅出入口の整備に関する打合せ議事録
- ・（仮称）一番町駅出入口の整備に関する覚書
- ・（仮称）一番町駅出入口の整備に関する基本協定書
- ・（仮称）一番町駅出入口の整備に関する確認書

【公文書非開示決定】

- ・地下鉄東西線一番町駅（仮称）の出入口の設置に関して、仙台市及びD社（関連会社を含む。）の交渉に関する一切の文書（報告書、議事録、協議メモ、買収費用関連文書、それらの添付書類等を含む。）

に対する審査請求

答 申
(諮問第 60 号)

1 審査会の結論

仙台市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当であるが、一部開示決定は妥当でなく、取り消されるべきであり、実施機関は、別表に掲げる各公文書に記載された情報のうち、「審査会の判断」欄のうち開示相当とするものを開示する一部開示決定を改めて行い、さらに別記 1 の文書を対象公文書として特定し、開示決定を行うべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、別記 2 の文書の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 24 年 11 月 16 日付けで別記 2 の②に当たるものについて開示決定及び一部開示決定を行い、同年 12 月 28 日付けで別記 2 の残余に当たるものとして別記 3 の文書を特定して一部開示決定を行った。その後、平成 24 年 12 月 28 日付けの一部開示決定に瑕疵があったため、平成 25 年 2 月 20 日付けでその処分を取り消す決定をするとともに、改めて別記 3 の文書について一部開示決定を、別記 4 の文書について非開示決定を行った。本件審査請求は、実施機関が同日付けで行った一部開示決定及び非開示決定（以下「本件一部開示等決定」という。）について、その取り消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

条例では開示請求があった文書について、非開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、原則開示であることが規定されており、さらに非開示事由の該当性については、条例第 1 条に基づいた実施機関による慎重な判断が必要である。そして、実施機関においては非開示情報にあたるという指摘のみならず、非開示情報に該当し得る理由について説明を尽くす責務があるところ、本件においてはその説明は極めて不十分であるから、失当である。

(1) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件公文書中、実施機関が条例第 7 条第 2 号に該当するとして非開示としたのが、株式会社 A（以下「A社」という。）、財団法人 B（以下「団体 B」という。）及び株式会社 C（以下「C社」という。）の従業員の役職名及び氏名に限られるのであれば、この点は争わない。

(2) 条例第 7 条第 3 号該当性について

実施機関は弁明書において、「(仮称) 一番町出入口の設置に関し、ビル建設に併せて出入口を整備する計画に係る計画概要、引渡し時期、区分地上権の設定、基本設計図等」といった情報は、A社及び団体 B の営業活動上の秘密に関する事項であると主張するが、仙台市の地下鉄東西線事業における地下鉄出入口の整備に関する計画であり、条例第 1 条に規定する「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進」の趣旨に則り、原則公開すべきである。

また、同事業とA社及び団体Bのビル建設事業とが一体となっていることをもって、営業活動上の秘密に関するとして非開示にできるのであれば、ビルに直結する地下鉄出入口に関する計画などは開示が不要となるが、これは条例の趣旨を没却したものである。

仮に一部開示された文書にA社及び団体Bの営業活動上の秘密に関する事項が一定程度含まれるとしても、地下鉄出入口部分に限定した箇所については、A社及び団体Bの営業活動上の秘密との関連性が認められない。そして、一部開示された文書の記載内容からみて、営業上の秘密と切り離して開示が可能と思われる設計図面一切を黒塗りにするなど、公文書の一部開示方法を規定する条例第8条に照らすと、実施機関による非開示対象範囲の特定は極めて不正確である。

(3) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件公文書にはA社及び団体Bの「経営戦略などの経営上の秘密と密接に関連する部分が存在するため、実施機関における情報管理の徹底及び非開示を前提として、A社及び団体Bと協議してきた内容」が記載されており、その内容を開示すると相手方との信頼関係が損なわれるおそれがあるという。しかし、その対象となる公文書が「本件公文書」としか指定されておらず、反論に足る公文書の指定及び非開示とする理由が示されていない。

さらに、条例第7条第6号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことに該当するには、原則開示が前提であることから、相当程度具体化した信頼関係の破壊や、支障のおそれが必要とされるが、実施機関は当事者間で情報管理を徹底し、非開示とすることを前提としてきたとの薄弱な理由をもって、同号の該当性を主張している。

情報公開請求がなされても、実施機関と協議の相手方とに非開示とする合意があることをもって非開示とすることが可能なのであれば、市民の知る権利が保障されているとはいえないから、かかる合意があることをもって条例第7条第6号に該当するとは認められない。

さらに、仮にかかる合意があったとしても、団体Bにおいては本件公文書と同内容のものを公開の裁判において書証として提出していることから、現在は当該合意が存在しているとは認められないものである。

(4) 本件非開示決定について

実施機関は、株式会社D（以下「D社」という。）に接触したことがあり、当時の交渉に関わった職員によると、D社への交渉のための資料が作成されたものの、本格的な交渉には至らなかったため、本件公文書以外の資料は作成されていないとする。しかし、仙台市からの要請書や通知文、担当者の報告書等はすべて書面で作成されているはずであり、現に事業が進行中であることから考えると、これらの文書については現在も保有されているはずである。仮に処分されているのであれば、市民が実際に探索できない以上、非開示決定通知書の理由の記載も、その処分の根拠、処分時期、処分者、処分理由、判断責任者等を示し、不存在と判断する積極的な理由を記載すべきである。

(5) 本件公文書における欠落について

本件公文書中に、打合せの予定日や、それまで協議を行ってきた事実が記載されているにも関わらず、予定されていた打合せやそれまでの協議の記録について欠落している。これらの記録は存在するはずであり、その開示を求める。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明により主張した内容は、概ね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件公文書中、非開示としたのは、A社、団体B及びC社の職員の役職名及び氏名である。これらは、特定の個人が識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当するとともに、ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例第7条第3号該当性について

本件開示公文書には、(仮称)一番町駅の北側出入口(以下「本件出入口」という。)の設置に関し、A社及び団体Bのビル建設に併せて出入口を整備する計画に係る計画概要、引渡し時期、区分地上権の設定、基本設計図等の情報が含まれている。これらは、A社や団体Bの営業活動上の秘密に関する情報であって、開示されると、各々が秘匿している計画の詳細などの経営戦略に関わりのある情報が明らかとなり、事業運営に支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、条例第7条第3号イに該当するものとして非開示としたものである。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件公文書は、A社及び団体Bの経営戦略などの経営上の秘密と密接に関連する部分が存在するため、実施機関における情報管理の徹底及び非開示を前提として、それぞれと協議してきた内容が記載されている。

このような情報を開示した場合、実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれ、実施機関が行う本件出入口の整備事業に対して協力が得られなくなるだけでなく、今後実施機関が同種の協議等を行おうとする際に地権者等の協力が得られなくなるおそれがあることから、当該情報は条例第7条第6号に該当するものとして非開示としたものである。

(4) 本件非開示決定について

関連会社を含むD社との交渉に係る公文書については、実施機関は現在、これを保有していない。なお、当該交渉に関わった職員に、交渉が行われた平成15年頃の状況を確認したところ、簡単な図面を作成し持参した記憶はあるものの、本格的な交渉に入る前の段階で断られたことから当該図面以外の文書を作成した記憶はないとのことであったので、当該図面等を探索したが、その存在を確認できなかった。また、用地交渉にかかる事務の通例として、地権者との顔合わせの際の会話等については、必ずしも議事録等の文書を作成するとは限らないところである。

(5) 本件公文書における欠落について

請求人より、本件開示公文書に打合せの開催期日等についての記載があるにもかかわらず、その議事録の開示がなされていないものがあるとの指摘があったが、まず、平成19年8月2日の打合せは、予定の変更があり、打合せ自体が開催されなかった。その他の打合せについては、その内容が関係者の顔合わせやスケジュールについての連絡調整などであり、いずれについても議事録作成の必要がなかったため作成しなかったものであり、既に請求人に開示したもののほか、実施機関は開示対象とすべき議事録を作成、保有していない。

5 審査会の判断

請求人は、本件開示請求書において別記2のとおり記載しており、建設が予定されていた仙台市営地下鉄東西線の(仮称)一番町駅の出入口の設置に関し、関係地権者等との交渉の経緯やそ

の中で提示されたであろう買収価格等に関する一連の文書の開示を求めている。そのため、まず本件開示公文書を特定した経緯について実施機関に確認したところ、概ね以下のとおりであった。

開示請求書が提出された後、交通局東西線建設本部管理部管理課（以下「管理課」という。）の職員が請求人に連絡をし、本件開示請求趣旨の詳細について確認を行った。その結果、別記2の①に当たるものとしては、相手方や時期を問わず、交渉の開始から終結までの一連の経過を記録したもの及び当該交渉に際し用いられた書面、資料を、同②に当たるものとしては、（仮称）一番町駅の南側出入口に当たるマンションの敷地に係る買収の契約書や再開発における交通局的負担分が分かるもの、同③に当たるものとしては、実施機関において歩道拡幅整備等の他の計画とあわせて出入口の整備について協議・検討された内容を請求する旨請求人から話があった。そこで実施機関としては、同③に当たるものとして求められたような協議・検討をしていないため、同①に当たるものとして、平成24年12月28日付けで本件出入口の交渉の記録である別記3の公文書について一部開示決定をした。その後、交渉相手先であるA社及び団体Bの名称については非開示とすべきではなく、またD社との交渉に係る公文書を保有していないことを明示した方が請求趣旨により適うものであると実施機関は考え、平成25年2月20日付けで先の一部開示決定を取り消し、改めて本件一部開示等決定を行った。

これについて請求人は、実施機関の非開示情報該当性の判断やその範囲の特定が極めて不適切であるとするほか、対象公文書の特定や決定内容の理由の説明についても不足があるとしているので、以下順に検討することとした。

(1) 実施機関が非開示とした情報の非開示情報該当性について

まず、実施機関が本件一部開示決定において非開示とした情報について、非開示事由の有無について検討する。

当審査会は、条例第25条第1項の規定に基づき、本件審査請求についての諮問庁である仙台市長を通じ、実施機関に対して本件一部開示決定に係る対象公文書の提示を求め、直接これを見分した。別表は、本件開示公文書その内容により分類し、さらに本件において実施機関が非開示とした情報を公文書の分類ごとに整理した結果である。

① 民間事業者の従業員の役職名及び氏名について

当審査会が見分したところ、打合せ内容を記載した議事録において、A社をはじめとする民間事業者の従業員の役職名及び氏名（姓のみである場合を含む。以下同じ。）が非開示とされており、これらは、特定の個人が識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当するものである。

② その余の非開示とされた情報について

その余の非開示とされた情報について、実施機関は、A社又は団体Bの営業活動上の秘密に関する情報が含まれており、また両者との協議は、実施機関における情報管理の徹底及び非開示を前提としてなされたとする。しかし、開示請求がなされた場合、実施機関は、条例第7条各号に定める非開示とすべき情報に該当するもののみ非開示とすることができるのであり、当審査会としては、本件開示文書中の個別の情報の内容等を踏まえ、それぞれの非開示事由の有無について検討する。

ア 議事録に記載された情報について

(ア) ビル建設計画や出店計画に関する情報

本件ビルについては、当初はA社が、開示請求時には団体Bが事業主体として実施機

関との協議が進められたものである。議事録においては、ビル建設計画や出店計画に関する情報のうち、A社の交渉の経緯や事業の方向性に関する情報が記載されている。これらの情報を開示した場合、A社や出店予定者の経営戦略の一端を把握できるようになる。そうすると、これらと競争上の地位にある他の事業者にとっては、いまだ明らかになっていない競争相手の情報を容易に収集できるようになり、これを踏まえて、今後の出店計画等、自らの経営戦略を検討することが可能となって、A社に対して不当に有利な立場に立てる可能性があるとして認められる。また、本件ビルの事業主体及び建設計画の変更の経緯に関する情報については、様々な事情を考慮して行われたA社の経営戦略の検討の状況を表すものであり、これを開示すると、同様に、A社の競争相手に不当に有利に働く可能性があるとして認められ、同条第3号に該当する。

また、これらの情報は、本件出入口の設置に係るA社及び団体Bとの協議を通じて入手したものである。実施機関は、(仮称)一番町駅の出入口について、乗客の利便性を考慮し青葉通りの北側と南側に設置することとし、乗客が円滑に利用でき、安全性が十分に確保された設備・規模とすることが必要であった。工期や工事費用も考慮すれば、駅からそれほど距離が離れていないところに設置することが望ましく、おのずと設置に係る協議の相手方は限られたが、青葉通りの北側に設置する出入口については、当該駅の予定地の近隣で事業を営み、又は土地を所有しているA社及び団体Bが協議に応じた。協議を進めるにあたり、具体的な調整を進めるために必要となる、未公表の様々な情報が記載された資料が両者から提供された。これらの情報には、上記のとおり、開示した場合にA社及び団体Bの正当な利益を害するおそれが否定できないものが含まれており、開示することにより実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれ、実施機関が行う本件出入口の整備事業に対して協力が得られなくなり、地下鉄事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、今後、実施機関が民間の団体の協力が不可欠な事務事業を実施するために行う協議においても、同様の性質の情報の提供を受け、具体的な調整を行うことがありうる。かかる情報を開示することにすれば、今後民間の団体の協力が不可欠な事務事業の遂行に当たり、具体的な調整を進めるうえで必要な情報について、開示されることを懸念して協議することを躊躇されてしまい、その結果協議が整わなくなるなど、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとして認められる。

以上より、かかる情報は同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。

(イ) 地下鉄駅及び出入口の位置に関する情報

本件では、地下鉄出入口との合築という性質上、本件ビルの計画や平面図等には、上記(ア)の情報とともに、(仮称)地下鉄一番町駅及び本件出入口の位置に関する情報が記載されている。これらの情報は、法人等に関する情報であると同時に地下鉄事業に関する情報でもある。

同駅の位置に関する情報は、実施機関の広報資料や同駅の設計図書から知ることができるものであり、また本件においては協議の相手方も明らかとされているので、本件出入口の位置すなわち本件ビルの建設地については相当程度の確度を持った推測が可能となる。そうすると、本件ビルの建設地については開示したとしても、A社又は団体Bの正当な利益を害するおそれがあるとはまでは認められず、そうであれば、これらを開示し

ても実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれることはなく、実施機関の事務事業遂行上の支障が生じるおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

一方、本件ビル建設計画の建設地以外の情報については、A社や出店予定者の経営戦略の一端を把握できる情報と認められ、これらを開示した場合、競争上の地位にある他の事業者にとっては、いまだ明らかになっていない競争相手の情報を容易に収集できるようになり、これを踏まえて、今後の出店計画等、自らの経営戦略を検討することが可能となって、A社及び団体Bに対して不当に有利な立場に立てる可能性があるとも認められる。

また、これらの情報は、本件出入口の設置に係るA社及び団体Bとの協議を通じて入手したものであり、開示することにより実施機関とA社との間の信頼関係が損なわれ、実施機関が行う本件出入口の整備事業に対して協力が得られなくなり、地下鉄事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上より、かかる情報は、同条第3号及び第6号に該当するため、非開示とされるべきである。

(ウ) 駅整備における交渉に関する情報

議事録には、上記(ア)及び(イ)に該当する情報以外に、A社側の出席者の実施機関の姿勢への評価、自らの事業戦略を踏まえた実施機関の出入口設置に関する提案への回答やA社側からの新たな提案、同社の考える今後のスケジュール等についての発言の内容等駅整備における交渉に関する情報が記録されている。この協議は、実施機関とA社の間で本件出入口の設置に関する合意の形成を目指して行われたものであり、公にされていない社内の情報も交え、その調整を図ろうとしていることが読み取れる。実施機関が事務事業を遂行するうえで、関係者と利害を調整し合意を得ることは極めて重要である。こうした協議の内容が開示されれば、実施機関と協議の相手方との間の信頼関係が損なわれ、実施機関が行う本件出入口の整備事業に対して協力が得られなくなり、地下鉄事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、今後、同種の協議において、民間の団体から開示されることを懸念して協議することを躊躇されてしまい、その結果協議が整わなくなるなど、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとも認められる。したがって、かかる情報は同条第6号に該当するものとして非開示とされるべきである。

イ スケジュール（案）に記載された情報について

ビル建設計画や出店計画に関する情報のうち、ア(ア)にあげた情報に加え、店舗ビルの建設スケジュールに関する情報が記載されており、同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。

ウ 事業スキーム（案）に記載された情報について

(ア) ビル建設計画や出店計画に関する情報

ビル建設計画や出店計画に関する情報のうち、ア(ア)にあげた情報に加え、ビルの規模や用途に関する情報が記載されており、同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。一方、本件ビル建設計画の建設地の情報については、ア(イ)で述べたとおり、これらの情報を開示したとしても、A社又は団体Bの正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、そうであれば、これらを開示しても実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれることはなく、実施機関の事務事業遂行上の支障が生じ

るおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

(イ) 地下鉄駅及び地下鉄出入口に関する情報

ア(イ)にあげた情報に加え、出入口設置に係る施設の工事費の負担、権利の設定及び維持管理費の負担に関する情報が記載されており、同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。

エ 「地下鉄一番町駅1番出入口（駅北側）の合築整備について」に記載された情報について

実施機関が作成した本件出入口の整備計画に関する検討資料であり、これまでの関係者との協議の経過及び今後の予定、実施機関が懸案と認識している事項及び今後の対応の案に関する情報が非開示とされている。協議の経過及び今後の予定、実施機関の懸案事項の一部には、ビル建設計画や出店計画に関する情報が記載されており、これらについては同条第3号に該当し非開示とされるべきである。一方実施機関の懸案事項のその余の部分及び今後の対応の案については、本件では、開示請求のあった時点で既にA社及び団体Bと実施機関との間で本件出入口の建設に関する合意が成立しており、協議のさなかに実施機関がどのような事項を懸案として認識し、またどのような腹案をもっていたかがA社や団体Bに知られたとしても、そのことにより本件出入口の設置に支障が生じるおそれは低かった。しかしながら、出入口を含む本件ビルは開示請求時点で着工しておらず、実施機関が関係者との協議が不可欠な事務事業を遂行しようとする場合、かかる情報を開示すると、相手方は事前に実施機関の計画を把握したうえで協議に臨むことが可能となり、実施機関に対して不当に有利な立場に立てるようになる可能性がある。そうすると、かかる情報は、開示することで実施機関の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、同条第6号に該当し非開示とされるべきである。

なお、実施機関の今後の対応案のうち、協定締結に関する記述については、既に開示請求のあった時点で合意が成立し、本件一部開示決定においてもその情報が開示されており、開示すべきである。

オ 「(仮称) 一番町駅1番出入口整備計画概要」に記載された情報について

地下鉄駅及び地下鉄出入口に関する情報が記載されているが、本件ビルの建設地の当時の状況や、地下鉄駅舎や出入口部分の平面図案であり、これらの情報を開示したとしても、A社又は団体Bの正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、そうであれば、これらを開示しても実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれることはなく、実施機関の事務事業遂行上の支障が生じるおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

カ 合築権利モデル検討図に記載された情報について

実施機関が作成した、本件出入口と本件ビルの権利関係に関する三者による検討のための資料であるが、本件出入口の設置に関する合意の形成を目指す過程で出てきたA社及び団体Bの事業案を実施機関でまとめたものであり、こうした協議の内容は上記ア(イ)で述べたとおり、第7条第6号に該当するものとして非開示とされるべきである。

キ 連絡開口の幅員に記載された情報について

A社が作成した資料であるが、記載されているのは地下鉄南北線の基準から考えた東西線における考え方及び出入口部分を含む地下1階平面図である。考え方及び出入口部分の

情報を開示したとしても、A社又は団体Bの正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、そうであれば、これらを開示しても実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれることはなく、実施機関の事務事業遂行上の支障が生じるおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

ク A社の検討資料に記載された情報について

A社が作成したまちづくりの構想を記載した資料については、一部仙台市が作成した資料を基にしており、その内容は既に公にされているものであるが、本件ビルの建設計画の基礎となる資料としてA社が作成したものであり、開示することによりA社や出店予定者の経営戦略の一端を把握できる情報と認められ、これらを開示した場合、競争上の地位にある他の事業者にとっては、いまだ明らかになっていない競争相手の情報を容易に収集できるようになり、これを踏まえて、今後の出店計画等、自らの経営戦略を検討することが可能となって、A社に対して不当に有利な立場に立てる可能性があるとも認められる。

また、これらの情報は、本件出入口の設置に係るA社及び団体Bとの協議を通じて入手したものであり、開示することにより実施機関とA社との間の信頼関係が損なわれ、実施機関が行う本件出入口の整備事業に対して協力が得られなくなり、地下鉄事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上より、かかる情報は、同条第3号及び第6号に該当するため、非開示とされるべきである。

ケ 平面図等図面に記載された情報について

本件では、地下鉄出入口との合築という性質上、本件ビルの平面図等には、A社及び団体Bの情報とともに、(仮称)地下鉄一番町駅及び本件出入口の位置や形状に関する情報が記載されている。これらの情報は、法人等に関する情報であると同時に地下鉄事業に関する情報でもある。これらの情報は、本件出入口の設置に係るA社及び団体Bとの協議を通じて入手したものであり、法人等に関する部分については、開示することにより実施機関とA社との間の信頼関係が損なわれ、実施機関が行う本件出入口の整備事業に対して協力が得られなくなり、地下鉄事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。しかし、地下鉄に関する部分とそれ以外とを区分することが可能であり、地下鉄に関する部分については上記のようなおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

コ 資料表紙に記載された情報について

ビル建設計画や出店計画に関する情報についてはア(ア)で述べたとおり非開示とされるべきであるが、資料名称及び日付についてはA社又は団体Bの事業そのものに関する情報は含まれておらず、ア(ア)で述べたおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

サ A社が作成した地下鉄出入口検討資料に記載された情報について

(ア) ビル建設計画や出店計画に関する情報

ビル建設計画や出店計画に関する情報のうち、出入口にあわせた店舗の構想やビルの整備スケジュールが記載されており、同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。

(イ) 地下鉄駅及び地下鉄出入口に関する情報

駅的位置及びA社が実施機関にヒアリングした出入口の条件は、これらの情報を開示したとしても、A社又は団体Bの正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、そうであれば、これらを開示しても実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損な

われることはなく、実施機関の事務事業遂行上の支障が生じるおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

シ 覚書の起案に記載された情報について

ビル建設計画や出店計画に関する情報のうち、ビルの規模及び用途が記載されており、同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。

ス 覚書に記載された情報について

(ア) ビル建設計画や出店計画に関する情報

ビルの規模、用途及び利用形態が記載されており、同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。

(イ) 地下鉄駅及び地下鉄出入口に関する情報

本件ビルの建設地は、本件においては協議の相手方も明らかとされているので、相当程度の確度を持った推測が可能であり、これらの情報を開示したとしても、A社又は団体Bの正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、そうであれば、これらを開示しても実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれることはなく、実施機関の事務事業遂行上の支障が生じるおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

一方、本件ビル建設計画の建設地以外の情報については、A社や出店予定者の経営戦略の一端を把握できる情報と認められ、同条第3号及び第6号に該当するため、非開示とされるべきである。

セ 基本協定書に記載された情報について

(ア) ビル建設計画や出店計画に関する情報

ビルの規模、用途及び利用形態が記載されており、同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。

また、事業の進め方において3案記載され、そのうちA案及びB案は本件ビルの知る建設計画や出店計画に関する情報であるが、C案はA社又は団体Bの事業そのものに関する情報は含まれておらず、また実施機関の具体的な計画を示すものでもないことから開示すべきである。

(イ) 地下鉄駅及び地下鉄出入口に関する情報

本件ビルの建設地は、本件においては協議の相手方も明らかとされているので、相当程度の確度を持った推測が可能であり、これらの情報を開示したとしても、A社又は団体Bの正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、そうであれば、これらを開示しても実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれることはなく、実施機関の事務事業遂行上の支障が生じるおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

一方、本件ビル建設計画の建設地以外の情報については、A社や出店予定者の経営戦略の一端を把握できる情報と認められ、同条第3号及び第6号に該当するため、非開示とされるべきである。

ソ 「工事概要・面積表」及び「外部仕上げ表」「内部仕上げ表」に記載された情報について

(ア) ビル建設計画や出店計画に関する情報

ビルの規模及び用途が記載されており、同条第3号及び第6号に該当し、非開示とされるべきである。

(イ) 地下鉄駅及び地下鉄出入口に関する情報

本件ビルの建設地は、本件においては協議の相手方も明らかとされているので、相当程度の確度を持った推測が可能であり、これらの情報を開示したとしても、A社又は団体Bの正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、そうであれば、これらを開示しても実施機関とA社及び団体Bとの間の信頼関係が損なわれることはなく、実施機関の事務事業遂行上の支障が生じるおそれがあるとも認められないから開示すべきである。

一方、本件ビル建設計画の建設地以外の情報については、A社や出店予定者の経営戦略の一端を把握できる情報と認められ、同条第3号及び第6号に該当するため、非開示とされるべきである。

タ 「概算工事費」に記載された情報について

(ア) ビル建設計画や出店計画に関する情報

本件ビルにおける工事費用が概算ではあるが記載されており、同条第3号に該当し、非開示とされるべきである。

(イ) 地下鉄駅及び地下鉄出入口に関する情報

本件ビル建設計画の建設地以外の情報が記載されており、A社や出店予定者の経営戦略の一端を把握できる情報と認められ、同条第3号及び第6号に該当するため、非開示とされるべきである。

チ 確認書の取り交わしについての起案に記載された情報について

本件ビル建設計画の建設地以外の情報については、A社や出店予定者の経営戦略の一端を把握できる情報と認められ、同条第3号及び第6号に該当するため、非開示とされるべきである。

(2) 対象公文書特定の妥当性について

請求人は、D社との交渉に係る資料は実施機関において作成、保有されているはずであり、また本件開示公文書の内容からすると、本件出入口の設置に係る打合せや協議の記録の一部について、開示対象として特定がなされていないと指摘する。そのため当審査会は、条例第25条第4項の規定に基づき実地見分を行うこととした。

実地見分は、平成26年3月10日に、地下鉄東西線の各駅の出入口のうち建物との合築となるものに関する事務を所管する交通局東西線建設本部建設部建築課（以下「建築課」という。）の執務室の文書保管庫、書架等について実施し、また平成22年度まで地下鉄東西線の用地取得の交渉を担当していた同本部管理部用地課に係る公文書については、組織改編の後管理課に引き継がれており、同課の文書保管庫及び書架等について実施した。

その結果、請求人が指摘するD社との交渉に係る資料及び予定されていた打ち合わせやそれまでの協議の記録の存在は確認できなかった。しかし、建築課執務室内の書庫に収められた文書ファイルの中に、別記1の文書の存在を確認した。別記1は、(仮称)一番町駅の北側の出入口用地として団体Bの所有する同駅付近の土地の提供を求めるものであり、対象公文書に該当する可能性が認められたため、実施機関にその作成又は取得の経緯について確認を求めたところ、概ね次の説明を受けた。

団体Bは、本件ビルの建設に関連して訴訟を提起しており、実施機関に定期的に文書により経過報告をしていた。実施機関は、受領した文書をファイルに取りまとめ、建築課の書庫内に保管してきた。別記1は、団体Bからの報告に含まれており、実施機関が作成し、団体Bに交付した文書の写しであると考えられる（なお、当該公文書に係る起案書については、保管期限が1年であり、実施機関では廃棄済みである。）。実施機関では、当該ファイルに綴った資料は、組織的に保管はしているものの、あくまでも訴訟経過の報告に係るものであると認識しており、これに含まれる別記1は出入口の設置に係る交渉に関するものには当たらないと考え、これを対象文書としては特定しなかった。

別記1には、上記のとおり実施機関が出入口用地の提供を求める旨が端的に記載されているから、例え訴訟経過の報告の一環として入手したものであるとしても、本件出入口の設置に係る地権者との交渉の端緒を示す公文書であると認められるので、対象公文書として特定されるべきである。なお、別記1に記載された情報の中には、特段非開示とすべきものは認められないので、その全部を開示すべきである。

(3) 本件における理由付記の妥当性について

請求人は、本件一部開示等決定における非開示とした理由の説明は極めて不十分であると主張するので、実施機関が行った非開示とした理由の付記の妥当性について検討する。

① 本件非開示決定における理由付記について

公文書の一部又は全部を開示しない場合の理由付記の目的については、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保することによる恣意の抑制及び非開示の理由を開示請求者に知らせることによる不服申立てへの便宜と解され、開示請求者において、非開示決定がなされた理由が、対象公文書を保有していないためであるのか、非開示情報が記録されているためであるのか（その場合は条例所定の非開示事由のいずれに当たるのか）をその根拠とともに了知しうるものでなければならないとされている（最高裁平成4年12月10日判決）。このことからすれば、当該公文書を保有していない理由をできるだけ具体的に記載することが望ましいところではあるが、請求人が主張するような程度まで詳細な理由等の記載が義務付けられているとまで認めることはできない。

② 本件一部開示決定に係る理由付記について

本件一部開示決定に係る理由付記について、実施機関は、条例第7条第3号及び第6号に該当する情報として「交渉相手方の事業計画の内容及び関連図面等」を挙げ、理由として「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」及び「相手方との交渉に大きな影響を与え東西線建設事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとしている。このとおり実施機関は、情報の概要とともにそれを開示できない理由を具体的に示しており、非開示とした理由の付記が不十分であるとはいえず、当該決定が違法不当なものであるとは認められない。

これに対し請求人は、反論に足る公文書の指定及び非開示の理由が示されていないと批判し、また非開示情報を区分して除くことが可能と思われる設計図面一切を黒塗りにするなど、非開示とする範囲の特定が極めて不適切であるとも主張する。

しかしこれらの問題は結局のところ、実施機関が、同決定において非開示とした情報のうち個人情報を除くすべての情報が、同条第3号及び第6号に該当すると判断したことに起因するものというべきである。個別の情報の非開示情報該当性についての当審査会の判断は、

既に述べたとおりであり、実施機関において改めて決定がなされるに際しては、これらを踏まえて、適切に非開示とする理由を記すべきである。

(4) 請求人のその他の主張について

なお請求人は、仮に実施機関とA社又は団体Bとの間でA社らに関する情報を非開示とする合意があったとしても、団体Bが公開の裁判の場に本件開示公文書を書証として提出していることからすれば、現在は非開示の合意の存在は認められないと主張する。しかしながら、裁判の場で書証の内容が公開されるとは限らず、また訴訟記録の閲覧についても、閲覧を希望する事件の事件番号や当事者名が特定されなければ事実上困難であり、何人にも無条件で閲覧が認められているわけではないうえ、秘密保護のために一定の情報について閲覧を制限する制度も設けられている。かかる事情を考慮すれば、本件開示公文書を書証として提出したことをもって、当事者間の非開示の合意が破棄されたとはいえず、当該公文書に記載された情報は公にされているとまではいえない。したがって、当審査会の判断は、当該訴訟において提出されたとする書証の内容に影響を受けるものではない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別記1 平成17年9月20日付け交東用号外「地下鉄東西線建設に伴う用地について（要請）」

別記2 地下鉄東西線一番町駅（仮称）の出入口を設置する件で、これまで、

- ①D社等を含めた出入口の設置に関する交渉を進めた地権者、その際に提示した買収費用、交渉の結末を記載した文書の一切
- ②青葉通り一番町駅の交差点南側に建築途中の三井・野村マンションの敷地に出入口を開設するに際し、行った交渉等の具体的経緯や買収価格等を記載した文書の一切
- ③その他、地下鉄東西線一番町駅（仮称）の出入口を設置する件に関連する一切の資料（各地権者からの報告書、協議メモ、それらの添付書類等を含む）

別記3 ・（仮称）一番町駅出入口の整備に関する打合せ議事録

- ・（仮称）一番町駅出入口の整備に関する覚書
- ・（仮称）一番町駅出入口の整備に関する基本協定書
- ・（仮称）一番町駅出入口の整備に関する確認書

別記4 地下鉄東西線一番町駅（仮称）の出入口の設置に関して、仙台市及びD社（関連会社を含む。）の交渉に関する一切の文書（報告書、議事録、協議メモ、買収費用関連文書、それらの添付書類等を含む。）

別表

公文書の種類	実施機関が非開示とした情報	審査会の判断
議事録（A社及び団体B、C社との打合せ内容を記載したもの）	A社及び団体B、C社出席者職氏名	非開示相当
	建設地の情報	開示相当
	本件ビル建設計画の建設地以外の情報	非開示相当
	A社の事業計画	非開示相当
	A社の事業計画の名称	非開示相当
	駅整備における交渉	非開示相当
	費用及び工事の分担	非開示相当
	A社の事業構想	非開示相当
スケジュール（案）	店舗ビル計画の建設スケジュール	非開示相当
	A社の事業計画の名称	非開示相当
事業スキーム（案）	建設地の情報	開示相当
	ビルの規模	非開示相当
	ビルの用途	非開示相当
	本件ビル建設計画の建設地以外の情報	非開示相当
	費用の負担	非開示相当
	施設の権利	非開示相当
	維持管理費の負担	非開示相当

地下鉄一番町駅1番出入口（駅北側）の合築整備について	経過	非開示相当
	現在の状況	非開示相当
	懸案事項	非開示相当
	今後の対応案	非開示相当
	今後の対応案（協定締結）	開示相当
（仮称）一番町駅1番出入口整備計画概要	現在の状況	開示相当
	出入口整備の計画	開示相当
合築権利モデル検討図	ビル建設の事業主体別の権利設定の検討	非開示相当
連絡開口の幅員	南北線の基準	開示相当
	地下1階平面図（部分）	公共部分につき開示相当， その他は非開示相当
A社の検討資料	A社によるまちづくりの構想	非開示相当
図面（平面図，断面図，一番町駅①出入口検討図，概要図，配置図，立面図）	ビル平面図，断面図 ※出入口部分	公共部分につき開示相当， その他は非開示相当
	ビル断面図 ※駅とビルの位置関係が分かるもの	公共部分につき開示相当， その他は非開示相当
	駅とビルの平面図	開示相当
	利用者動線の凡例	開示相当
	駅とビルの平面図	公共部分につき開示相当， その他は非開示相当
	地下鉄駅，ビル，A社本館の位置関係の概念図	その他は非開示相当
	配置図（A案）	開示相当
資料表紙	立面図	公共部分につき開示相当， その他は非開示相当
	A社の事業計画の名称	非開示相当
	資料名称	開示相当
A社が作成した地下鉄出入口検討資料	日付	開示相当
	動線計画	非開示相当
	A社における出入口広場の構想	非開示相当
	A社の店舗建設スケジュール（期間，区域を変更して想定したもの）	非開示相当
	駅の位置図	開示相当
	出入口の条件（東西線建設局にヒアリングしたもの）	開示相当
	A社の店舗計画における出入口の配置	非開示相当
	出入口の配置案に伴う課題	非開示相当
A社新店舗の全体構想	非開示相当	

起案（覚書の取り交 わしについて）	ビルの用途	非開示相当
	ビルの規模	非開示相当
覚書，覚書（案）	建設地の情報	開示相当
	ビルの規模	非開示相当
基本協定書，別紙1 （基本協定書案）	建設地の情報	開示相当
	想定案（A案～C案）の内容	C案につき開示相当，その 他は非開示相当
	ビルの規模	非開示相当
工事概要・面積表， 外部仕上表，内部仕 上表	建設地の情報	開示相当
	ビルの用途	非開示相当
概算工事費	本件ビル建設計画の建設地以外の情報	非開示相当
	概算工事費	非開示相当
起案（確認書の取り 交わしについて（B 案））	本件ビル建設計画の建設地以外の情報	非開示相当

審査会の処理経過

(諮問第60号)

年 月 日	内 容
平成 25. 4. 19	・審査庁（総務企画局総務部文書法制課）から諮問を受けた
25. 5. 10	・実施機関（交通局東西線建設本部管理部管理課）から弁明書を受理した
25. 5. 20	・請求人から反論書を受理した
25. 5. 27 (平成 25 年度第 2 回情報公開審査会)	・実施機関から意見を聴取した ・諮問の審議を行った
25. 7. 3 (平成 25 年度第 3 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
25. 8. 9 (平成 25 年度第 4 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
25. 9. 13 (平成 25 年度第 5 回情報公開審査会)	・請求人から意見を聴取した ・諮問の審議を行った
25. 11. 1 (平成 25 年度第 6 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 2. 27 (平成 25 年度第 9 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 3. 10	・実施機関（交通局東西線建設本部建設部建設課）において見分調査を行った
26. 3. 26 (平成 25 年度第 10 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 5. 12 (平成 26 年度第 1 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 7. 4 (平成 26 年度第 2 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 7. 25 (平成 26 年度第 3 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 9. 4 (平成 26 年度第 4 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 10. 6 (平成 26 年度第 5 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 10. 31 (平成 26 年度第 6 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 12. 10 (平成 26 年度第 7 回情報公開審査会)	・諮問の審議を行った